

板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成要綱

(平成20年6月20日区長決定)

(平成25年7月5日一部改正)

(平成26年6月12日一部改正)

(平成27年4月1日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

(令和4年4月26日一部改正)

(令和7年8月1日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区内の公衆浴場の所有者又は経営者が行う、使用燃料の重油、廃油、雑燃及びこれらの併用（以下「重油等」という。）から都市ガス等のクリーンエネルギーへの転換、既設ガス燃料設備の更新、LED照明器具への切替え、高効率空調機への切替え及び太陽光発電設備やコーチェネレーション設備の導入に対し、これらに要する経費の一部を助成することにより、省エネ等を促進し、二酸化炭素、窒素酸化物及び硫黄酸化物等の排出削減等に寄与するとともに、区内公衆浴場の経営の安定を図り、区民の入浴機会を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で公衆浴場とは、東京都板橋区公衆浴場法施行条例（平成24年板橋区条例第9号）第2条第1項に規定する普通公衆浴場をいう。

2 この要綱において「所有者」とは、公衆浴場を所有する者をいう。

3 この要綱において「経営者」とは、公衆浴場を現に経営し、公衆浴場の改修について所有者の承諾を得た者をいう。

(助成対象事業)

第3条 この助成金の交付の対象とする事業（以下「助成事業」という。）は、公衆浴場所有者又は経営者が行う事業で、別紙1に掲げる「クリーンエネルギー化」「コーチェネレーション設備設置」「太陽光発電システム設置」「LED照明器具設置」「既設ガス燃料設備更新」及び「高効率空調機設置」とする。

(助成対象者)

第4条 助成を受けることができる者は、公衆浴場の所有者又は経営者であって、公衆浴場の営業を継続する意思を有し、法人の場合にあっては法人事業税及び法人住民税、個人の場合にあっては住民税及び軽自動車税を現に滞納していない者とする。ただし、暴力団員等（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年10月30日東京都板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。

（1）暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成内容)

第5条 板橋区は、第3条に規定する助成事業を実施する公衆浴場の所有者又は経営者に對し、その改修等に要する費用の一部を予算の範囲内で補助する。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) クリーンエネルギー化は、助成対象経費の15%とし、112万5千円を限度とする。
 - (2) コージェネレーション設備設置は、助成対象経費の30%とし、180万円を限度とする。
 - (3) 太陽光発電システム設置は、助成対象経費の30%とし、417万6千円を限度とする。
 - (4) LED照明器具設置は、助成対象経費の30%とし、90万円を限度とする。
 - (5) 既設ガス燃料設備更新は、助成対象経費の15%とし、112万5千円を限度とする。
 - (6) 高効率空調機設置は、助成対象経費の30%とし、180万円を限度とする。
- 2 前項の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- 3 助成対象経費の内容は、都市ガス又は太陽光発電若しくはヒートポンプへの転換に伴う工事費（必要と認められる付帯工事費を含む。）等、別紙2に掲げる経費とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) クリーンエネルギー化等計画書（別記第1号様式の2）
 - (2) 工程表及び見積書（写）
 - (3) 東京都の公衆浴場耐震化促進支援事業及びクリーンエネルギー化等推進事業補助金の交付を受けたものは、補助金交付決定書の写し
 - (4) 誓約書（別記第2号様式）
 - (5) 法人の場合にあっては法人事業税及び法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- 2 浴場経営者が個人の場合であって、かつ、次のいずれかに該当する場合は、助成金交付申請書に、住民税及び軽自動車税の領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）を添付するものとする。

- (1) 助成金交付申請書において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合
- (2) 区外に居住している場合
- (3) 区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

(助成金の交付決定)

第8条 区長は、助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成を適当と認めたときは、助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

- 2 区長は、1の場合において必要があると認めた時は、助成金の交付申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して助成金の交付決定をすることができる。
- 3 区長は、必要と認めた場合には、補助を受けようとする者が第4条ただし書に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会するものとする。

(申請の撤回)

第9条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の内容又は条件に異議のあるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により申請の撤回をすることができる。

(内容の変更等)

第10条 交付決定者が助成事業の内容を変更しようとするとき又は中止しようとするときは、変更申請書（別記第4号様式）を、区長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第11条 区長は、前条の規定に基づく変更申請があったときは、速やかに届出の内容を審査し、変更承認通知書（別記第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第12条 交付決定者は、助成事業が完了したときは、完了報告書（別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第13条 区長は、前条の規定に基づく完了報告を受けた場合は、内容について審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

(助成金の請求)

第14条 交付確定を受けた者は、請求書（別記第8号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第15条 区長は、提出された請求書に基づき助成金を支払う。ただし、助成金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため区長が特に必要があると認める場合には、概算払をすることができる。

- 2 助成金の交付を受けようとする者は前項ただし書の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、助成金概算払請求書（別記第9号様式）を区長に提出しなければならない。
- 3 助成金の交付を受けようとする者は助成金の概算払を受けたときは、第13条の規定による助成金の額の確定通知書受領後、助成金精算書（別記第10号様式）を区長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（別記第11号様式）により報告しなければならない。ただし、補助対象経費に消費税額を含めないで交付申請を行った場合には、この限りでない。

- 2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（交付の取消し及び助成金の返還）

第17条 区長は、公衆浴場の所有者又は経営者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、第5号に該当する場合において、補助事業者の健康上の問題又は死亡等やむを得ない理由により公衆浴場の営業を廃止せざるを得ないとき等、区長が特に認める場合は助成金の返還を免除することができる。

- （1）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2）交付された助成金を他の用途に使用したとき。
- （3）助成事業を中止又は廃止したとき。
- （4）助成対象経費が計画額を下回ったとき。
- （5）助成事業に係る公衆浴場の営業を助成事業が完了した日から5年を経過する前に廃止したとき。
- （6）交付決定者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- （7）その他、助成金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（財産処分の制限等）

第18条 助成金の交付を受けた者は、この助成事業により取得した財産について、区長の承認を受けないで助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）により定められている年数を経過した財産及び区長が特別の理由がある

と認めた財産処分の場合は、この限りでない。

2 助成金の交付を受けた者は、区長の承認を受けて、この助成事業により取得した財産を譲渡し、交換し、又は貸付した場合において収入があったときは、区長の指定する額を区に納付しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱の施行については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年3月31日、東京都板橋区規則第3号）によるほか、必要な事項は産業経済部長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月20日から施行し、同年4月1日以後に実施されたものについて適用する。

付 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成26年6月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和4年4月26日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和7年8月1日から施行する。

別紙1（第3条関係）

クリーンエネルギー化等推進事業の助成対象事業

事項名	事業内容
1 クリーンエネルギー化	公衆浴場の使用燃料を重油、廃油、雑燃及びこれらの併用から都市ガス又は太陽光発電若しくはヒートポンプに転換
2 コージェネレーション設備設置	公衆浴場の用に供するコージェネレーション設備を設置
3 太陽光発電システム設置	公衆浴場の業に供する太陽光発電システムを設置（太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）の認証を受けた者又はそれに順じた性能を持つもの） ただし、自宅等を含まず、公衆浴場部分単独で電力会社と契約を行っている場合に限る。
4 LED照明器具設置	公衆浴場の照明器具をLED照明器具（管球のみの交換は不可）に交換。 ただし、少なくとも脱衣場及び浴室は交換対象とすること。
5 既設ガス燃料設備更新	燃料のクリーンエネルギー化を実施した浴場が行う設備の更新
6 高効率空調機設置	公衆浴場の空調機を高効率空調機（エネルギー消費効率が、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく平成21年6月22日経済産業省告示第213号の判断基準（トップランナー制度）又は国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条1項に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で示す基準値以上であること。）に交換

別紙2（第6条関係）

クリーンエネルギー化等推進事業の助成対象経費の内容

事項名	助成対象経費の内容
1 クリーンエネルギー化	都市ガス又は太陽光発電若しくはヒートポンプへの転換に伴う設備費及び工事費（必要と認められる付帯工事費を含む）
2 コージェネレーション設備設置	コージェネレーション設備費及び工事費
3 太陽光発電システム設置	太陽光発電システム費（太陽電池モジュール、附属機器（※1））及び設置工事に係る費用（※2、3）
4 LED照明器具設置	LED照明器具費及び工事費
5 既設ガス燃料設備更新	既設ガス燃料設備の更新費用
6 高効率空調機設置	高効率空調機費及び工事費

※1 太陽光発電システム設置と併せて導入する蓄電池等を含む。

※2 既設の太陽光発電システムの更新に伴う機器撤去等を含む。

※3 太陽光発電システム設置に必要な屋根の補強、補修等を含む。

別記

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）

板橋区長

公衆浴場 所在地
名 称

公衆浴場所有者・経営者
個人のとき 住 所
氏 名

法人のとき 事務所所在地
名 称
代表者職氏名

年度板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成金交付申請書

下記のとおり、この助成金を受けたく申請します。

記

1 交付金額 金 円

2 事業の内容

名 称	数量	クリーンエネルギー化等計画金額	備考
合 計			

3 添付書類

- (1) クリーンエネルギー化計画書
- (2) 工程表及び見積書
- (3) 写真（施行前）ほか
- (4) 東京都の補助金交付決定通知書の写し
- (5) 誓約書
- (6) 法人の場合は、法人事業税及び法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）

4 【個人事業主の場合】区税納付状況調査に関する同意

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。

※同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の□に✓を記入してください。

同意しない

区外に居住している

転入前の自治体において

課税されている

↓

追加添付書類…住民税（課税されている方は軽自動車税も）の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は、非課税証明書。

※いずれも直近のもの（領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）

第1号様式の2 (第7条関係)

年 月 日

クリーンエネルギー化等計画書

住 所

公衆浴場名

代表者名

「板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成要綱」に基づく設備の改善を下記により実施します。

記

1 クリーンエネルギー化等計画

2 着工予定日 年 月 日

3 完工予定日 年 月 日

誓 約 書

（宛先）

板 橋 区 長

板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成要綱第7条の規定に基づく補助金の助成申請を行うにあたり、当該申請により補助金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、同要綱第4条ただし書に該当せず、かつ、将来にわたつても該当しないことをここに誓約します。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第16条の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた場合において、同条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、区長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

- * 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下のものをいう。
 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第3号様式（第8条関係）

文書番号

住 所
公衆浴場名
氏名又は名称 様

年度板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあったこの助成金は、下記により交付する。

年 月 日

板橋区長

記

1 交付金額 金 円

2 事業の内容

名 称	数量	クリーンエネルギー化等計画金額	備考
合 計			

3 条 件

- (1) 板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成要綱を遵守すること。
- (2) 下記に該当する場合は、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容を変更し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることがある。
 - ア 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
 - イ 交付された助成金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 助成金交付対象事業を中止又は廃止したとき。
 - エ クリーンエネルギー化等にかかる経費が計画額に達しなかったとき。
 - オ 上記(1)に違反したとき。
 - カ 交付決定者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者もしくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

4 その他

この内容または条件に異議のあるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に、書面により申請の撤回をすることができる。

第4号様式（第10条関係）

年　月　日

(宛先)

板橋区長

公衆浴場　所在地
名　称

公衆浴場所有者・経営者
個人のとき　住　所
氏　名

法人のとき　事務所所在地
名　称
代表者職氏名

年度板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成金変更申請書

年　月　日付　　第　　号をもって交付決定の通知のあった標記助成金
事業の内容変更をしたいので、板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成要綱
第10条により届出します。

記

1　変更内容

2　変更理由

3　その他（添付資料等）

第5号様式（第11条関係）

文書番号

住 所
公衆浴場名
氏名又は名称 様

年度板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成金変更承認通知書

年 月 日付で変更申請のあった標記助成金事業の変更については、板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

年 月 日

板橋区長 区長名

記

1 承認内容

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）

板橋区長

公衆浴場 所在地

名 称

公衆浴場所有者・経営者

個人のとき 住 所

氏 名

法人のとき 事務所所在地

名 称

代表者職氏名

年度板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成金の
交付に係る事業完了報告書

板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成金の交付に係る事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 交付金額 金 円

2 事業の内容

名 称	数量	計画金額	実施金額
合 計			

3 添付書類

- (1) 領収書（写）
- (2) 写真（施行後）

第7号様式（第13条関係）

文書番号

住 所

公衆浴場名

代表者名

年度板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成金交付確定通知書

年 月 日付で完了報告のあったこの助成金は、下記により確定する。

年 月 日

板橋区長 区長名

記

1 交付金額 金 円

2 事業の内容

名 称	数量	実施金額	備考
合 計			

請求書

金円

ただし、平成 年 月 日付 で交付確定通知のあつた 年度板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成金として上記の金額を請求します。

年 月 日

名 称
住 所
代表者職氏名

(宛先)
板橋区長

第9号様式（第15条関係）

年　月　日

(宛先)
板橋区長

住所
名称
代表者職氏名

年度板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成金概算払請求書

年　月　日付　　第　　号で交付決定の通知を受けた　　年度板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成金について、板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成要綱第15条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1　概算払請求理由

2　交付決定額　　金　　円

3　概算払請求額　　金　　円

*請求額の根拠となる資料を添付すること

4　残　　額　　金　　円

第10号様式（第15条関係）

年　月　日

（宛先）
板橋区長

住所
名称
代表者職氏名

年度板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成金精算書

年　月　日付　　第　　号で交付決定の通知を受けた　　年度板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成金について、板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成要綱第15条第3項の規定に基づき下記のとおり精算します。

記

1 交付決定額　　金　　円

2 概算払受領済額　　金　　円

3 確定額　　金　　円

4 追給（返還）額　　金　　円

（詳細は別紙のとおり）

第11号様式（第16条関係）

年　月　日

（宛先）
板橋区長

所在地
事業者名
代表者名

年度板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成金
に係る消費税及び地方消費税額の確定にともなう報告書

年度板橋区公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業助成要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（区長が確定通知書により通知した額）円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額円

3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額円

4 補助金返還相当額（3-2）円